

○湖北環境衛生組合職員の給与に関する条例

〔令和4年3月28日〕  
条例第2号

湖北環境衛生組合職員の給与に関する条例（平成17年条例第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（準用）

第2条 職員の給与に関しては、石岡市職員の給与に関する条例(平成17年石岡市条例第55号)の例による。ただし、職員の職務の級の分類基準は、別表のとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、給与に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事又は主事補の職務
2級	主幹の職務
3級	主任の職務
4級	係長の職務
5級	課長、副参事又は課長補佐の職務
6級	次長又は参事の職務
7級	事務局長の職務